

証券取引法等の一部を改正する法律

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「関係者」の下に「若しくは参考人」を加える。

第二十七条の二第二項、第二十七条の九第一項、第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十二第二項中「第一百九十八条」を「第一百九十七条の二」に改める。

第二十七条の二十二第一項中「又はその特別関係者その他の関係者に対し、」を「若しくはその特別関係者その他の関係者若しくは参考人に對し」に改め、同条第二項中「提出者又はその関係者に対し、」を「提出者若しくはその関係者若しくは参考人に對し」に改める。

第二十七条の二十二の二第二項中「公開買付者又は」を「公開買付者若しくは」に改める。

第二十七条の三十第一項中「提出者又は」を「提出者若しくは」に、「関係者に対し、」を「関係者若しくは参考人に対し」に改め、同条第二項中「会社」の下に「又は参考人」を加える。

第一百五十九条第一項第一号及び第三項中「その」の下に「申込み、」を加える。

第一百七十四条第一項中「をいう。」の下に「若しくはその申込み若しくは委託等」を加える。

第一百八十九条第一項中「関係人」の下に「又は参考人」を加える。

第一百九十七条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第七号」を「前項第五号」に、「五年」を「十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第

三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十二第三項並びに第二十七条の二十二の二第一項及び第二三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の一十一の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写として提出し、又は送付した者

二 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第三項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十一の二第一項及び第二十七条の二十一の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十七条の二第一項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行わない者

五 第二十四条第一項若しくは第二三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十一の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の二十二第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書を提出しない者

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場

合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第

十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者  
七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦  
覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした  
書類をその写しとして公衆に縦覧した者

八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に  
よる公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場  
合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるも  
のを交付した者

九 第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含  
む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二  
第一項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つた者

十 第二十七条の二十二の二第一項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つた者

十一 第百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集（私募を含む。以下この号におい

て同じ。）をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を行使した会員証券取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

十二 第百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員証券取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

十三 第百六十六条第一項若しくは第三項又は第一百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者第一百九十八条第一号から第十号までを削り、同条第十一号を同条第一号とし、同条第十二号から第十七号までを十号ずつ繰り上げ、同条第十八号を削り、同条第十九号を同条第八号とする。

第一百九十八条の二第一項第一号中「第一百九十七条第一項第七号」を「第一百九十七条第一項第五号」に、「前条第十八号」を「第一百九十七条の二第十三号」に改める。

第二百七条第一項第一号中「（第一項第五号及び第六号を除く。）」を削り、「五億円」を「七億円」に改め、同項第五号中「第一百九十八条第十一号から第十四号まで、第十六号若しくは第十七号」を「第二百

九十八条第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、」を削り、「第百九十八条の三の二又は第百九十八条の四」を「から第百九十八条の四まで」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。） 五億円以下の罰金刑  
第二百七条第二項中「（第一項第五号及び第六号を除く。）」を「又は第二百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

第二百七条の二中「第二百九十七条第一項第六号、第二百九十八条第十五号」を「第二百九十七条の二第十二号、第二百九十八条第五号」に改める。

第二百十一条の次に次の一条を加える。

第二百十一条の二 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物若しくは電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知することによつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第二条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十七条の二十三第三項第一号、第二十七条の二十四及び」を削る。

第二十七条の二第一項を次のように改める。

その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第四項を除く。）において「株券等」という。）について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）であ

つて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならない。ただし、新株予約権を有する者が当該新株予約権行使することにより行う株券等の買付け等及び株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等は、この限りでない。

一 取引所有価証券市場外における株券等の買付け等（取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等及び著しく少數の者から買付け等を行ふものとして政令で定める場合における株券等の買付け等を除く。）の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この節において同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（第七項第一号に掲げる者については、内閣府令で定める者を除く。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この項において同じ。）が百分の五を超える場合における当該株券等の買付け等

二 取引所有価証券市場外における株券等の買付け等（取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等を除く。第四号において同じ。）であ

つて著しく少數の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

三 取引所有価証券市場における有価証券の売買等であつて競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの（以下この項において「特定売買等」という。）による買付け等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における特定売買等による当該株券等の買付け等

四 六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をいう。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等を特定売買等による株券等の買付け等又は取引所有価証券市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるものを除く。）により行うとき有限る。）であつて、当該買付け等又は新規発行取得の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超え

るときにおける当該株券等の買付け等（前三号に掲げるものを除く。）

五 当該株券等につき公開買付けが行われている場合において、当該株券等の発行者以外の者（その者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合に限る。）が六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の買付け等を行うときにおける当該株券等の買付け等（前各号に掲げるものを除く。）

六 その他前各号に掲げる株券等の買付け等に準ずるものとして政令で定める株券等の買付け等

第二十七条の二第八項第一号中「ところにより、当該買付け等の後における」を「ところにより、「当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）」を「その者及びその者の特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券」に改め、同項第二号中「数にその者」の下に「及び前号に掲げる株券等の買付け等を行う者」を加え、「当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）」を「当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券」に改める。

第二十七条の二第一項に後段として次のように加える。

」の場合において、当該買付け等の期間が政令で定める期間より短いときは、第二十七条の十第三項の規定により当該買付け等の期間が延長されることがある旨を当該公告において明示しなければならない。

第二十七条の三第二項第一号中「期間」の下に「（前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。）」を加え、同条第四項中「写しを、」を「写しを」に、「該当する場合は」を「該当する場合には」に改める。

第二十七条の六第一項中「公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には」を「前項各号に規定するもの以外の買付条件等の変更を行うことができる。」の場合において、当該変更を行おうとする公開買付者は」に改め、「変更の内容」の下に「（第二十七条の十第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」を加え、同条第二項を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

公開買付者は、次に掲げる買付条件等の変更を行うことができない。

一 買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者

(第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。) が株式の分割その他の政令で定める行為を行つたときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。)

一 買付予定の株券等の数の減少

二 買付け等の期間の短縮

三 買付け等の期間の短縮

四 その他政令で定める買付条件等の変更

第二十七条の七第一項中「前条第一項又は第二項」を「前条第二項又は第三項」に改める。

第二十七条の八第二項中「買付条件等の変更」の下に「(第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。)」を加え、同条第三項第三号中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第十一項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十七条の十第一項中「又はその役員」を削り、「公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該発行者の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容」を「公開買付

開始公告が行われた日から政令で定める期間内に、当該公開買付けに関する意見」に改め、同条第二項中「第二十七条の八第一項から第五項まで」の下に「（第三項第二号及び第三号を除く。）」を加え、「同条第三項及び第四項の規定」を「同条第三項及び第四項」に、「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項」に、「同条第二項に」を「同条第八項に」に改め、同条第三項中「写しを、」を「写しを」に、「該当する場合は」を「該当する場合には」に改め、同条第四項中「第一項」を「第八項」に改め、同条第一項の次に次の六項を加える。

意見表明報告書には、当該公開買付けに関する意見のほか、次に掲げる事項を記載することができ  
る。

- 一 公開買付者に対する質問
  - 二 公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する旨及  
びその理由（当該買付け等の期間が政令で定める期間より短い場合に限る。）
- 前項の規定により意見表明報告書に同項第二号に掲げる請求をする旨の記載があり、かつ、第二十七条  
の十四第一項の規定により内閣総理大臣が当該意見表明報告書を公衆の縦覧に供したときは、公開買

付者は、買付け等の期間を政令で定める期間に延長しなければならない。

対象者は、第二項の規定により意見表明報告書に同項第一号に掲げる請求をする旨の記載をした場合には、第一項に規定する期間の末日の翌日までに、政令で定めるところにより、前項の規定による延長後の買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

前項の規定による公告（次項において「期間延長請求公告」という。）を行つた対象者は、その内容に形式上の不備があり、又は記載された内容が事実と相違していると認めたときは、その内容を訂正して、内閣府令で定めるところにより、公告し、又は公表しなければならない。

内閣総理大臣は、期間延長請求公告の内容について訂正をする必要があると認められるときは、当該期間延長請求公告を行つた対象者に対し、期限を指定して、内閣府令で定めるところにより、その訂正の内容を公告し、又は公表することを命ずることができる。

前項の規定による処分は、当該公開買付期間（第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。）の末日後は、することができない。

第二十七条の十に次の四項を加える。

意見表明報告書に第二項第一号の質問が記載されている場合には、第九項の規定により当該意見表明報告書の写しの送付を受けた公開買付者は、当該送付を受けた日から政令で定める期間内に、内閣府令で定めるところにより、当該質問に対する回答（当該質問に対しても回答する必要がないと認めた場合には、その理由）その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「対質問回答報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十七条の八第一項から第五項まで（第三項第一号及び第三号を除く。）の規定は、対質問回答報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「買付条件等の変更」とあるのは「回答内容の変更」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第二項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第十一項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第十二項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

公開買付者が対質問回答報告書を提出したときは、直ちに当該対質問回答報告書の写しを当該対象者

(当該対質問回答報告書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。

前項の規定は、第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の十一第一項ただし書中「発行者」の下に「若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）」を加える。

第二十七条の十三第二項中「買付条件等の変更」の下に「（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」を加え、「第二十七条の六第三項」を「第二十七条の六第一項」に改め、

同条第四項中「条件を付した場合」の下に「（第一号の条件を付す場合にあつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいい、当該公開買付者に同条第一項第一号に規定する特別関係者がある場合にあつては、当該特別

関係者の所有に係る株券等の同条第八項に規定する株券等所有割合を加算したものを「の」が政令で定める割合を下回る場合に限る。」を加え、「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第一号中「買付予定の株券等の数」の下に「の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載された数」を加える。

第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書」を「意見表明報告書及び対質問回答報告書」に改め、同条第三項中「及び第二十七条の十第三項（同条第四項）」を「並びに第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十三項（同条第十四項）」に改める。

第二十七条の十五第一項中「又は意見表明報告書」を「意見表明報告書又は対質問回答報告書」に改める。

第二十七条の十七第二項中「第二十七条の六第一項又は第二項」を「第二十七条の六第二項又は第三項」に改める。

第二十七条の二十第一項第一号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同項に次の一号を加える。  
若しくは第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている対質問回答報告書（その訂正報告書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提出了した者

第二十七条の二十第二項中「（第一号）の下に「及び第四号」を加え、同条第三項第二号中「公開買付届出書」の下に「若しくは対質問回答報告書」を加える。

第二十七条の二十一第二項中「又は公開買付説明書」を「公開買付説明書又は対質問回答報告書」に改める。

第二十七条の二十二の二第二項中「第二十七条の二」の下に「第一項後段及び」を、「第一号及び第二号に」との下に「同項第一号中「買付け等の期間（前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。）」とあるのは「買付け等の期間」とを加え、「株券等に該当する場合は」を「株券等に該当する場合には」に改め、「政令で定める」との下に「第二十七条の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行つたときは内閣府令

で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付条件等の変更の内容（第二十七条の十第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更の内容」と、第二十七条の八第一項中「買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と「十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と「を、「公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者」の下に「若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）」を加え、「〔次に〕とあるのは「第二号に」「〔次に掲げる条件を付した場合（第二号の条件を付す場合にあつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいい、当該公開買付者に同条第一項第一号に規定する特別関係者がある場合にあつては、当該特別関係者の所有に係る株券等の同条第八項に規定する株券等所有割合を加算したもの）を「〔次に掲げる条件を付した場合に限る。〕」とあるのは「第二号に掲げる条件を付した場合」」に、「及び意見表明報告書」を「意見表明報告書及び対質問回答報告書」に、「及び第二十七条の十第三項（同条第四項）を「並びに第二十七

条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十二項（同条第十四項）に、「又は意見表明報告書」を「意見表明報告書又は対質問回答報告書」に改め、同条第三項中「株券等に該当する場合は」を「株券等に該当する場合には」に改め、同条第七項中「買付条件等の変更」の下に「（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」を加え、「第二十七条の六第三項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第十一項第一号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項」を「第二十七条の六第二項若しくは第三項」に改める。

第二十七条の二十三第一項中「会社」を「法人」に改め、「第二十七条の二十五第一項」の下に「及び第二十七条の二十六」を加え、同条第三項ただし書中「知つた株券（株券）を「知つた株券等（株券等）に改め、同項第一号中「株券の発行者である会社」を「株券等の発行者」に改め、「議決権」の下に「その他の権利」を加え、「当該会社」を「当該発行者」に改め、同条第四項中「発行者である会社が発行者である」を「発行者が発行する」に改め、「引渡義務」の下に「（共同保有者に対して負うものを除く。）」を加え、「当該会社が発行者である」を「当該発行者が発行する」に改め、「共同保有者の保有株券等」の下に「（保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の政令で定める権利が存在するものを

除く。）」を加え、「当該会社の」を「当該発行者の」に改め、同条第五項中「発行者である会社が発行者である」を「発行者が発行する」に、「当該会社」を「当該発行者」に改め、同条第六項中「発行者である会社が発行者である」を「発行者が発行する」に改める。

第二十七条の二十四中「当該株券」を「当該株券等」に、「発行者である会社」を「発行者」に改め、「議決権」の下に「その他の権利」を加える。

第二十七条の二十五第一項中「重要な事項の変更」の下に「として政令で定めるもの」を加える。

第二十七条の二十六第一項中「株券等の発行者である会社の事業活動を支配する」を「株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの（第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。）を行う」に、「当該基準日の属する月の翌月十五日までに」を「当該基準日から五日以内に」に改め、同条第二項第一号中「重要な事項の変更」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「当該後の基準日の属する月の翌月十五日」を「当該後の基準日から五日以内」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「重要な事項の変更」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「当該後の基準日の属する月の翌月十五日」を「当該後の基準日から五日以内」に改め、同号を同項

第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 株券等保有割合が内閣府令で定める数を下回り当該株券等が特例対象株券等になつた場合 当該特例対象株券等になつた日から五日以内

第二十七条の二十六第三項中「基準日とは、」の下に「政令で定めるところにより毎月一回以上設けられる日の組合せのうちから」を加え、「届出をした月」との月の末日」を「届出をした日」に改め、同条に次の三項を加える。

第一項の規定にかかわらず、同項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、その株券等保有割合が百分の五を超えることとなつた日から政令で定める期間内に重要提案行為等を行うときは、その五日前までに、内閣府令で定めるところにより、同項の大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、同項の大量保有報告書又は第二項の変更報告書を提出した後に株券等保有割合が百分の一以上増加した場合であつて、当該増加した日から政令で定める期間内に重要提案行為等を行うときは、その五日前まで

に、内閣府令で定めるところにより、同項の変更報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

前条第四項の規定は、第一項若しくは第四項の大量保有報告書又は第二項若しくは前項の変更報告書について準用する。

第二十七条の二十七中「発行者である会社及び」を「発行者及び」に改め、同条各号中「発行者である会社が発行者である」を「発行者が発行する」に改める。

第二十七条の三十の二中「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項及び第十二項」に改め、「第二十七条の十第一項」の下に「若しくは第十一項」を、「第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）」を加え、「第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）」を「若しくは第二十七条の五第二号」に改

める。

第二十七条の三十の六第一項中「第二十七条の十第三項（同条第四項）」を「第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十三項（同条第十四項）」に改める。

第二十七条の三十の十一第一項中「第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十二第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第二十七条の十第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに公開買付報告書」を「公開買付報告書」に改め、「その訂正報告書を含む。」の下に「及び対質問回答報告書」を加え、同条第三項中「第二十七条の十第三項（同条第四項）」を「第二十七条の十第九項（同条第十項）」に改める。

第一百九十七条第一項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項」を「第二十七条の六第二項若しくは第三項」に改め、「第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十七条の十第四項から第六項まで」を加える。

第一百九十七条の二第四号中「場合を含む。」の下に「又は第二十七条の十第四項」を加え、同条第六号中「同条第二項」を「同条第八項」に改め、「第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正

報告書」の下に「第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書」を、「第二十七条の二十五第四項」の下に「（第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第二十七条の十一第一項ただし書」を「第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つた者又は第二十七条の十一第一項ただし書」に改める。

第一百条第七号中「第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十七条の十第六項」を加え、同条第十号中「意見表明報告書」の下に「又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書」を加え、同条第十一号中「第二十七条の十第三項（同条第四項）を「第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項）」に改める。

第一百五条第二号中「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項」に改め、「第四項までの規定」の下に「又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定」を加え、同条第三号中「第二十七条の十第三項（同条第四項）」を「第二十七条の十第九項（同条第十

項において準用する場合を含む。) 若しくは同条第十三項（同条第十四項」に改める。

第三条 証券取引法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 金融商品取引法

目次を次のように改める。

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 企業内容等の開示（第二条の二—第二十七条）

第二章の二 公開買付けに関する開示

第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二—第二十七条の二十二）

第二節 発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二—第二十七条の二十二の四）

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三—第二十七条の三十）

第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の一—第二十七条の三十の十一）

第三章 金融商品取引業者等

第一節 総則

第一款 通則（第二十八条）

第二款 金融商品取引業者（第二十九条—第三十一条の五）

第三款 主要株主（第三十二条—第三十二条の四）

第四款 登録金融機関（第三十三条—第三十三条の八）

第五款 特定投資家（第三十四条—第三十四条の五）

第二節 業務

第一款 通則（第三十五条—第四十条の三）

第二款 投資助言業務に関する特則（第四十一条—第四十一条の五）

第三款 投資運用業に関する特則（第四十二条—第四十二条の八）

第四款 有価証券等管理業務に関する特則（第四十二条—第四十二条の四）

第五款 弊害防止措置等（第四十四条—第四十四条の四）

第六款 雜則（第四十五条）

### 第三節 経理

第一款 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第四十六条—第四十六条の六）

第二款 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条—第四十七条の二）

第三款 登録金融機関（第四十八条—第四十八条の三）

第四款 外国法人等に対する特例（第四十九条—第四十九条の五）

### 第四節 監督（第五十条—第五十七条）

#### 第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者（第五十八条・第五十八条の二）

第二款 引受業務の一部の許可（第五十九条—第五十九条の六）

第二款 取引所取引業務の許可（第六十条—第六十条の十三）

第四款 外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者（第六十一条）

第五款 情報収集のための施設の設置（第六十二条）

第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十二条—第六十二条の四）

第七節 外務員（第六十四条—第六十四条の九）

第八節 雜則（第六十五条—第六十五条の六）

### 第三章の二 金融商品仲介業者

第一節 総則（第六十六条—第六十六条の六）

第二節 業務（第六十六条の七—第六十六条の十五）

第三節 経理（第六十六条の十六—第六十六条の十八）

第四節 監督（第六十六条の十九—第六十六条の二十三）

第五節 雜則（第六十六条の二十四—第六十六条の二十六）

### 第四章 金融商品取引業協会

第一節 認可金融商品取引業協会

第一款 設立及び業務（第六十七条—第六十七条の二十）

第二款 協会員（第六十八条・第六十八条の二）

第三款 管理（第六十九条—第七十二条）

第四款 監督（第七十三条—第七十六条）

第五款 雜則（第七十七条—第七十七条の七）

## 第二節 公益法人金融商品取引業協会

第一款 認定及び業務（第七十八条—第七十九条）

第二款 監督（第七十九条の二—第七十九条の六）

## 第三節 認定投資者保護団体（第七十九条の七—第七十九条の十九）

## 第四章の二 投資者保護基金

第一節 総則（第七十九条の二十一—第七十九条の二十五）

第二節 会員（第七十九条の二十六—第七十九条の二十八）

第三節 設立（第七十九条の二十九—第七十九条の三十三）

第四節 管理（第七十九条の三十四—第七十九条の四十八）

第五節 業務（第七十九条の四十九—第七十九条の六十二）

第六節 負担金（第七十九条の六十三—第七十九条の六十七）

第七節 財務及び会計（第七十九条の六十八—第七十九条の七十四）

第八節 監督（第七十九条の七十五—第七十九条の七十七）

第九節 解散（第七十九条の七十八—第七十九条の八十）

第五章 金融商品取引所

第一節 総則（第八十条—第八十七条の九）

第二節 金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一款 金融商品会員制法人

第一目 設立（第八十八条—第八十八条の二十二）

第二目 登記（第八十九条—第九十条）

第三目 会員（第九十一条—第九十六条）

第四目 管理（第九十七条—第九十九条）

第五目 解散（第一百条—第一百条の二十五）

第六目 組織変更（第一百一条—第一百二条）

第一款の一　自主規制法人

第一目 設立（第一百二条の二—第一百二条の七）

第二目 登記（第一百二条の八—第一百二条の十一）

第三目 会員（第一百二条の十二・第一百二条の十三）

第四目 自主規制業務（第一百二条の十四—第一百二条の二十）

第五目 管理（第一百二条の二十一—第一百二条の三十四）

第六目 解散（第一百二条の三十五—第一百二条の三十九）

第二款 取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目 総則（第一百二条—第一百五条の三）

第二目 自主規制委員会（第一百五条の四—第一百六条の二）

- 第三目 主要株主（第百六条の三—第百六条の九）
- 第四目 金融商品取引所持株会社（第百六条の十一—第百九条）
- 第三節 取引所金融商品市場における有価証券の売買等（第百十条—第百二十三条）
- 第四節 金融商品取引所の解散等
- 第一款 解散（第百三十四条・第百三十五条）
- 第二款 合併
- 第一目 通則（第百三十六条）
- 第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併（第百三十七条・第百三十八条）
- 第三目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併（第百三十九条・第百三十九条の二）
- 第四目 会員金融商品取引所の合併の手続（第百三十九条の三—第百三十九条の六）
- 第五目 株式会社金融商品取引所の合併の手續（第百三十九条の七—第百三十九条の二十一）
- 第六目 合併の効力の発生等（第百四十条—第百四十七条）

第五節 監督（第一百四十八条—第一百五十三条の四）

第六節 雜則（第一百五十四条・第一百五十四条の二）

第五章の二 外国金融商品取引所

第一節 総則（第一百五十五条—第一百五十五条の五）

第二節 監督（第一百五十五条の六—第一百五十五条の十）

第三節 雜則（第一百五十六条）

第五章の三 金融商品取引清算機関等

第一節 金融商品取引清算機関（第一百五十六条の二—第一百五十六条の二十）

第二節 雜則（第一百五十六条の二十一・第一百五十六条の二十二）

第五章の四 証券金融会社（第一百五十六条の二十三—第一百五十六条の三十七）

第六章 有価証券の取引等に関する規制（第一百五十七条—第一百七十二条）

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令（第一百七十二条—第一百七十七条）

第二節 審判手続（第一百七十八条—第一百八十五条の十七）

第三節 訴訟（第一百八十五条の十八）

第四節 雜則（第一百八十五条の十九—第一百八十五条の二十一）

第七章 雜則（第一百八十六条—第一百九十六条の二）

第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九条）

第九章 犯則事件の調査等（第二百十条—第二百二十七条）

附則

第一章を次のように改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関する必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な發揮による金融商品

等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）に規定する特定社債券
- 五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」といいう。）に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外

国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二 貸付信託の受益証券

十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十四 信託法（平成十八年法律第 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券

十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸

付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの  
十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第  
三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をい  
う。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の  
取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは  
第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国にお  
いて発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保する  
ことが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲  
げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利  
並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証

券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

一 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）

三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十

二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

- イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
- ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険

契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

二 イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適當と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この項において「取得勧誘」という。）のう

ち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利（次項第一号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項第二号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

- 一 多数の者（適格機関投資家（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（適格機関投資家のみを相手方とする場合を除く。）
- 二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関

投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）

であつて、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（第二号において「売付け勧誘等」という。）のうち、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るもの）をいう。

一 第一項有価証券 均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合

二 第二項有価証券 その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を相当

程度多数の者が所有することとなる場合として政令で定める場合

5 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。
- 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第六項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

ロ 外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同

じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）

### 五 有価証券等清算取次ぎ

六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）

七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募

イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券

二 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち

内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるものの

ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利  
トイからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券

## 八 有価証券の売出し

九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」とい

う。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

## 二 顧客との間の交渉に基づく価格を用いる方法

### ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

十一 当事者的一方が相手方に対して次に掲げるものに關し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により隨時に購入可能なもの）を除く。）その他の方により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係